

令和 7 年度 第 4 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 7 年 7 月 2 5 日

令和7年度 第4回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年7月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

(柏原地域) 1番 亀井 昌一

(氷上地域) 3番 池田 将徳 4番 荻野 恭敏 5番 兼古 善明

6番 平松 稔久 7番 福井 脩 8番 山本 浩子

(青垣地域) 9番 足立 篤夫 10番 足立 年一 11番 荻野 一喜

(春日地域) 12番 荻野 隆太郎 13番 小橋 季敏 14番 新才 泰則

15番 婦木 克則 16番 細見 滋樹

(山南地域) 17番 岸本 好量 18番 田中 幸治 20番 和田 憲治

(市島地域) 21番 荒木 嘉信 22番 荻野 広 23番 橋本 慶子

24番 米田 豊

○欠席委員 (2名)

2番 堀 巧 19番 野垣 克巳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。

令和7年度丹波市農業委員会第4回定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長から、御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。本日の定例総会の出席人数でございます。

在任委員24名中、議席番号2番の堀委員、議席番号19番の野垣委員から欠席の届出がされ、議席番号20番の和田委員から遅刻の届出がされております。

よって、出席委員は21名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会ができますことを御報告いたします。

続きまして、大変申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。

議案書本編48ページを御覧ください。議案第3号の一覧表の一番下番号5番になります。左から3つ目の借受・譲受人欄で、会社名が「〇〇」とあります。「〇〇」と記載しておりますが、正しくは「〇〇」でございます。大変申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。以上です。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 ありがとうございます。

それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、13番小橋委員、14番新才委員、両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号31番 ～

～ 報告第2号 番号3番、番号4番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号2番は、農地を贈与により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作付予定は、野菜となっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

利用計画は、今年は保全管理を行い、来年から水稻を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

譲受人は、現在市外に住んでおられますが、拠点となる住宅を購入後改修し、冬頃に移住する予定です。

野菜を栽培したいとのことです。機械は、管理機と草刈機がありますが、農地が広いため、最初は近所の方にトラクターでの耕うんを依頼しながら、ゆくゆくはトラクターを購入したいとのことです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号6番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

取得した農地では、野菜・果樹を作る予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従

事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。進入路はどこですか。

○委員 進入路は申請地の下に、細く線が引いていますが、そこから入って行けます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番～番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページ、17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、先月にこの方の3条申請案件があったんですけど、住所が市外で16ページの地図の右上に拠点があります。ここは申請人の宅地になっております。近くに会社の事務所も持って従業員も数人おられ、栗を中心として従事されており、営農自体は問題ないことを確認しております。

よろしくをお願いします。

○委員 番号8番から番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番の申請人は、親子関係にあります。譲受人は親から農地を贈与によって承継したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は果樹や野菜と聞いております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号9番は、農地を贈与により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

利用計画は、野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買により取得し新規就農したいというもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

この方の住所が市外ですが、青垣地域内に住宅を確保されました。そして、こちらでリモー

トワークをしながら農作業をやっていきたいということで、野菜を作られる予定であります。  
よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号11番～番号17番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番、番号12番、番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番につきましては、農地を贈与によって取得し経営規模を拡大したいということでございます。図面は21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。栽培計画は、野菜を計画しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号12番も〇〇が説明いたします。

この農地は、売買で取得し経営規模を拡大したいということです。図面は22ページに示し

ております。

作付予定は果樹と野菜でございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

近くに親が住んでおられ、農機具を借りたりして、これから作物を栽培していくということでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号13番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというものでございます。図面は23ページに示しております。

この方の住所は春日地域外となっておりますが、実家が図面右側の拠点となっております、ここにトラクター等を置いておられます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、今年度は保全管理で、来年度から水稻を栽培するというところでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号14番は、農地を売買によって取得し農業経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しております。

図面を見ていただきますと、拠点を一緒に購入され、その家の周りの圃場で果樹と野菜を作ることになっております。

この家には農業用倉庫も付いており耕運機、草刈機等が揃えてあります。

春日地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号15番も議席番号○番の○○が説明いたします。

番号15番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は25、26ページに示しています。

1年ほど前に、集落内に引っ越しをされ、既に農地も持っておられます。

今回3条で取得される所は、現在も譲受人が管理をされており、譲り受けることになっております。

春日地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号16番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号16番は、図面番号27ページに示しておりますように、このたび拠点を購入して、住居を移し、隣接する農地を売買により取得し営農を拡大したいというものです。

利用計画は、野菜、果樹を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件などに適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には同時に2アール未満の届出もされており、経過書が添付されています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというものです。図面は28ページに示しています。

利用計画は、野菜、果樹を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には誓約書の添付がございます。譲受人所有の農地に、農業用施設が建っており、9月に2アール未満の届出をするという確約をいただいております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１６番、並びに報告第２号の番号３番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第２号の番号３番について、御承知おきください。

番号１７番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１８番～番号２３番朗読

○議長 事務局からの説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、まずは番号１８番から番号２２番までをお願いします。

○委員 番号１８番、番号１９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１８番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しております。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１９番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は２９ページに示しております。

譲受人は、向かいの隣接する住宅を同時に購入し、こちらに移住され、ここを拠点に農業を開始されるということで、果樹を栽培される予定でございます。

農機具等は、近日中にミニ耕運機を調達される予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 番号２０番をお願いします。

○委員 番号２０番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は３０ページに示しております。

譲受人は、隣接する住宅を購入し、こちらに移住をされ、ここを拠点にして農業を開始するというもので、小さい畑は果樹と一般野菜をされます。現在、農機具等は持っておられないのですが、譲渡人の親戚が近所に住まれておられ、その方が現在耕作されており、最初はその方の力を受けて、見習いをして耕作できるように頑張りたいということで、将来的には農機具等を購入して、水稻をしたいと言われております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２１番、番号２２番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２１番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は３１ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この方は耕作面積０ですが、既に配偶者の実家の農地を耕作されております。

番号２２番ですが、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は３２ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

作付につきましては、栗と柑橘類でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番についてですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 番号２３番について、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２３番を、議席番号〇番〇〇が説明いたします。

番号２３番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この農地は、既に譲受人が栗を作付されており、これを譲受人が購入するということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号24番～番号31番、報告第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号24番は、農地を売買によって取得し農業経営を拡大したいというもので、水稻を栽培すると聞いております。図面は34ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には誓約書が添付されております。

この譲受人所有の農地に、農業用倉庫が建設されておりまして、2アール未満の届出をしていただくことになっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号25番は、農地を配偶者間の贈与によって取得し農業経営を継続し、野菜を作付したいというものです。図面は35ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号26番は、農地を贈与によって取得し経営規模を拡大し、野菜を作付したいというものです。図面は35ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号27番、番号28番、番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、地図は36ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、拠点となる民家も購入済みで、農機具等は耕運機、草刈機を購入する予定です。

番号28番、申請人は親子関係にあり、譲受人は親から農地を贈与によって継承したいというもので、図面は37、38、39、40ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は市外に住んでいますが、親と共同でこの農地を管理していくということです。地図の38ページの〇〇番〇〇平米は、作付するには歪な形で草刈りのみ行いたいということです。

番号２９番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、地図は４１ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、住所は市外になっておりますが、移住してトラクターと農機具は市外から持ってくるということです。今リフォーム中で、それが済み次第持ってきますということです。

作物は野菜、果樹です。よろしくお願いします。

○委員 番号３０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３０番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、当該農地で野菜栽培を計画されております。図面は４２ページに示しております。

地図にもありますように、農地と共に拠点としての住宅を購入の予定で、現在草刈機を所有されておりますが、許可があり次第、その外の農業用機械を購入する予定でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この事案には関連事案がございます。報告第２号の番号４番を補足いたします。

番号４番は、農地内の一部に所要面積○○平米の農機具倉庫を設置するための農地法施行規則該当転用届が出ております。図面は同じく４２ページに示しております。この件に関しまして、経過書が添付されております。簡単に読んでみます。今般上記土地に対して、農地の転用届をしますが、現在土地には昭和３０年頃建築の倉庫が建っており、これまで農機具等を保管するため利用されておりました。今後この建物を私が土地と共に譲り受けて農業用倉庫として利用しますということで、譲受人からの経過書が出ております。

以上、案件含めまして、御審議よろしく願いいたします。

番号３１番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３１番は、農地を親子間の贈与により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は４３ページに示しております。

計画は野菜及び水稻の栽培です。この方の住所は市外ですが、父母の実家が○○町内にあって、父親が手広く農業をされており、当面共同で農業を行っていく予定でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番、並びに報告第2号の番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この方の国籍は。

○委員 ○○ですが、○○を取得されております。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第2号の番号4番につきまして、御承知おきください。

続きまして、番号３１番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この方は、拠点となる所はあるのですか。

○委員 親からの贈与ですけど、この方の父母が町内に住んでおられまして、そこが実家でございます。譲受人の実家でございます。

○委員 実家から申請地までいうたら大分距離あるように思うんですけど。

○委員 そんなに。

○委員 そうですか。

○委員 はい。

○委員 分かりました。そこから通う。

○委員 そうですね。父親が手広くやっておられますので、その方と一緒に共同というような形に当面はなるということです。父親が耕作したりするということです。

○議長 番号２８番と番号３１番見ていただいたら。兄弟それぞれという形になります。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３１番は、許可すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第２号 番号１番 ～

○議長 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、露天駐車場として利用するための申請です。図面は４６ページに示しております。

現地を確認したところ、申請地の農地区分は街区の面積における宅地面積の割合が４０パーセント以上を超えているため、第３種農地ということで判断されると考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第４条第６項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第3号 番号1番～番号9番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、〇〇の露天駐車場として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いし。

次に、番号2番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いし。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇ということですが、事務所はどこにあるんですか。

○委員 はい、50ページの二つの物件の左側、三角地に「アパート」と表示があり、これがこの代表者の所有物件で、その一室がこの会社の事務所になっております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○委員 今までは、〇〇がなく、新規に事業を始められるということですかね。

○委員 いえ。事業は以前から行われている。この会社は設立されて相当年月が経っているので、この事務所から左下、図面に入っていないんですけども、1か所は土地を借りられて置場はあ

たけど、そこが手狭になって、事務所に近いところで、こちらを購入されてということのようです。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号2番について、質問、意見等はありませんか。

ちょっと面積が大きいようですが、そこら辺の事情をお願いできますか。

○委員 土地利用としては、中央部に住宅を建設されて、手前側に進入路、南側が駐車場。奥には遊具や砂場を設置されたり、物干しであったりという形の土地利用計画となっております。

ただ、適正規模かどうか、どれだけの土地や面積が必要かというのは、それぞれ考え方が違うと思うので、何が適正かどうかは言えないのかなというところですよ。

○委員 まあ、1割増の600平米まではいいでしょうということなので。農地も変形してますので、それでいいんじゃないかと私は思うんですけど。

○委員 ちなみにここに並んでいる宅地の中に残っている農地は、殆どが保全管理されている農地ばかりです。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号3番と番号4番につきましては同一のものでございますので、併議という形でさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番、番号4番は売買により建売分譲住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は52ページと53ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いず

れも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、売買により露天資材置場として利用するための申請です。図面は9ページに示しています。

申請地の農地区分は、公共施設が300メートル以内にあるため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、現在利用している既存の重機置場がいっぱいで、狭く不便となったため、売買により隣接地の農地を取得し重機置場として利用するための申請です。図面は54、55ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積における宅地面積の割合が40パーセント以上超えているため、第3種農地ということで判断されるところと考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、売買により、一般住宅と露天駐車場として利用するための申請です。図面は12ページ、13ページに示しています。

申請地の申請区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されるところと考えます。

また、転用面積は必要最低限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、売買により一般住宅・露天駐車場・ドッグランとして利用するための申請です。図面は12ページと14ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最低限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、本件は転用目的が一般住宅等で転用面積が〇〇平米となっておりますので、議案書の配置計画図に添付されております。その中でドッグランのスペースが確保されているところが目にとまったと思いますが、申請者は現在小型犬と中型犬を1頭ずつ飼っておられます。申請者は、後にもう1頭犬を飼う計画をされているそうです。

犬は、家族にとって愛情や癒やし、そして特に責任をもたらす存在です。共に過ごす時間を通じて深い絆を育み、共に過ごす時間を通じて深い絆をもとに、生活に彩り与えてくれる存在であり、家族の一員と言っても過言ではありません。

一方で、現代社会においては、犬の放し飼いは禁止されており、放任的な飼い方には近隣の方に迷惑をかける可能性があります。また、申請者には小学生と未就学児のお子さんがおられ、自己敷地内において自由に犬と触れ合い、犬の運動不足解消につながるスペースを望まれて計画をされています。

一般的に、小型犬用のドッグランスペースは100平米ほど必要とされており、今般のスペースは約50平方メートルと、必要最低限のスペースとされています。

氷上地域委員会においても、転用面積が必要最小限のものなのかという判断の中で、十分に議論をさせていただきました。

結果、犬2頭を飼っておられ、今後1頭増えることや、お子さんと犬と一緒に遊んだりするスペースがあってもよいのではという判断により、許可相当で総会に上程することとなりました。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 A区画、B区画、C区画とあるんやけど、A区画とB区画の後ろ側がかなり広いが、ここ何か利用されるんですか。

○委員 圃場というか畑がある。後ろというか。

○委員 下側。

○委員 それは。

○委員 農地がこの形やから活用しにくいようやけど。それにしたら。

○委員 図面で見たら広いように見えるけど、実際は狭いと思う。

○委員 そんなに広くないの。

○委員 図面を見たら大きく空いているように思うけど、実際そうでもないと思う。一番広い所で幅が8メートル。

○委員 そうか。8メートルか。

○議長 全体としては1つの区画が〇〇平米で計画されています。

○委員 はい、分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ○○業で資材置場で、何を置かれるんですか。どういう資材置くんですか。

○委員 この会社の定款を見たら、○○業が一番ですが、○○業とか色々やっておられる方です。

○委員 そうなん。

○議長 ほか、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この図面を見て、家に入る進入路みたいなのがありますね。これは今回の売買には関係ないが。借地か何かされるんですか。

○委員 地図の12ページのところの隣、分筆登記をされて、そこを進入路として買い上げられています。元は隣の方の土地でした。

○委員 その方の土地ですよ。

○委員 進入路として利用するために。

○委員 ここを買い入れられるのか。借地か何か。

○委員 いや、分筆登記されました。

○委員 そこは宅地。

○委員 農地じゃないので、宅地なので。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員どうぞ。

○委員 説明されたが、それにしても広過ぎる。変形地でもないし。説明は分かるが、これだけの広さ要るかなというだけ。

○議長 ほかにも意見があったら。

○委員 申し合わせ事項には一般住宅は500平米で、最大でも600平米。規則みたいなもので、〇〇平米でかなりオーバーしています。数字的にはオーバーで、色々ドグランとか言われているんですけど、本当にこの数字でいいのか、こういう数字は今からだんだん出てくると思うんです。それでいくのかも決めないとあかんと思います。どうしても農地は500平米以下の農地って、そう簡単にありませんよね。大きい農地ありますね。わざわざ500平米以下に分筆してまでと言うか、そのままいくかは今から話題になると思うんです。それで655平米これで良し、いやあかんという人があるんか。

ちょっと暫時休憩。暫時休憩してくれる。

○議長 すいません。暫時休憩で自由に議論してください。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。

経緯は、譲受人は配偶者の実家の近くに物件を探しておりましたが、この度は配偶者の親族にあたる方の土地を購入できることになったものでございます。簡単に言うと、家へ帰ってきたというようなところでございます。

それから、申請地の農地区分ですが、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものでありまして、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、申請地の間に里道と水路があります。これの用途廃止の申請を市建設部に提出されておりまして、現在申請中とお聞きしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは会議を再開いたします。

#### ～ 議案第4号 番号1番～番号11番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は9ページに示しています。

7月15日の地域委員会で確認したところ、現地は貸露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明です。図面は9ページに示しています。

7月15日に確認したところ、現地は店舗・住宅・車庫・倉庫・蔵・作業場となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61、62ページに示しています。

7月15日に確認したところ、一筆が住宅、もう一筆は養魚池になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

7月15日に確認したところ、現地は農業用倉庫の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しております。

7月15日に青垣地域委員会で確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては証明することに問題ないと考えています。

なお、64ページの地図で拠点とありますのは、議案第1号の番号10番で審議いただきました、市外からの若い人の移住の拠点でございます。

よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番～番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番、番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

まず、番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

7月16日に現地を確認したところ、一筆が共同住宅・倉庫、もう一筆は工場・倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、一筆が昭和59年頃、もう一筆は昭和54年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明でございます。図面は66ページに示しております。

7月16日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっております。農地への復旧は困難で

あり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番についても、地目変更のための非農地証明でございます。図面は67ページに示しております。

7月16日に確認したところ、現地は山林となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は25ページに示しております。

7月16日に春日地域委員会で確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しております。

7月16日に地域委員会で確認したところ、現地は山林化しており、農地への復旧が困難であり、周辺の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は69ページに示しております。

7月14日に地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第 5 号 除外番号 1 番～除外番号 6 番 ～

○議長 議案第 5 号、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号朗読

○議長 それでは、農林振興課に説明していただきますので、よろしくお願いします。

まず、進め方ですが、除外番号 1 番から除外番号 6 番までありますので、地域ごとに審議していきたいと思いますので、まず除外番号 1 番について説明を求めます。

○農林振興課 議案第 5 号、除外番号 1 番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号 1 番は、申出者が集落内の申出者の事業所隣接地に、事業用車両の露天駐車場を整備しようとするものです。

現地を確認した所、申出地の除外後の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第 1 種農地と判断されると考えますが、転用目的が集落内に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第 1 種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号 1 番の案件につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質問等がございませんので、採決に移ります。

除外番号 1 番について、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、除外番号 1 番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号 2 番、除外番号 3 番につきまして、農林振興課から説明を求めます。

○農林振興課 除外番号 2 番、除外番号 3 番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号 2 番は、申出地にトレーラーダンプ、ダンプ 4 台分の露天駐車場を既存の露天駐車場に隣接する農地に建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申請地の農地区分は 10 ヘクタール以上の集団農地に含まれている

ため、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設であるため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題ないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号3番は、申出者が集落内に新たに自宅を建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の農地区分は10ヘクタール以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号2番、除外番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 除外番号3番ですけど、○○平米のうち○○平米となっていますけど、これは既に分筆されるんですか。

○委員 分筆される予定です。

○委員 予定ですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、採決に移ります。

除外番号2番、除外番号3番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号2番、除外番号3番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号4番について、農林振興課から説明を求めます。

○農林振興課 除外番号4番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号4番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

除外番号4番は、申出者が集落内に新たに露天資材置場を設置しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されると考えられます。転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号4番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

除外番号4番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号4番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号5番について、農林振興課から説明を求めます。

○農林振興課 除外番号5番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

除外番号5番は、申請者が営む自動車販売業の事業拡大に伴う駐車場用地の確保のため、事業地に隣接する当該農地を露天駐車場として利用するため、今回農用地区域からの除外をしようとするものでございます。

7月16日に春日地域委員会で現地を確認したところ、申請地の除外後の農地区分は公共施設から500メートル以内に位置するため、第2種農地と判断されと考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題ないと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号5番につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

除外番号5番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号5番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号6番について、農林振興課から説明を求めます。

○農林振興課 除外番号6番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 現地を確認したところ、無線基地局となっておりまして、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号6番につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

除外番号6番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号6番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号8番まで、7月15日の氷上地域委員会において確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので決定することに特に意見はありません。

なお、番号7番の方は実家が市内でありまして、今後は管理する農地の隣の集落に家を購入して、拠点として住み、野菜づくり等農地を管理する予定となっております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
- 復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

- 議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号9番から番号10番まで、7月15日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号11番から番号18番まで、7月16日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- なお、この番号18番でございますが、この方の住所は変わっていないんですけど、既にこちらの所在地に移転されておられます。
- 議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号19番から番号29番まで、7月14日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- なお、番号19番の緑肥と書いてあるんですが、これは緑肥を鋤き込んで、後でニンジン进行栽培するということです。
- 議長 青垣、春日、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
- 質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 青垣、春日、市島地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、青垣、春日、市島地域における農用地利用集積等地域計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 報告第1号 番号1番 ～

- 議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から補足することはございますか。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が補足します。

番号1番は、届出者が畑作から稲作へと変更を考えていますが、水漏れしており、その修繕のため農地を形状変更するものです。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が補足させていただきます。

番号1番につきましては、自分の所有している栗を栽培する畑の中に、農業用倉庫を設置したいということでございます。隣接所有者の同意もあつて、問題ないと考えております。

番号2番につきましては、実は始末書添付ということでございます。ちょっと読み上げさせていただきます。

今回提出させていただきました農地に既に○○．○○平米の農業用物置を設置しております。設置は平成3年ごろに隣接する住宅が完成して、隣接している農地を維持管理するために農業用物置を設置しました。当時は農地法について知識もなく、大変反省しております。今後はこのようなことがないように十分に気を付け、農地法を守り農業に従事いたしますので、御容赦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、そういう始末書が添付されております。

○議長 質問等はございませんか。

○○委員。

○委員 この始末書と経過書はどう違うんですか。

○議長 始末書と経過書について、事務局からお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

始末書と経過書の違いでございます。始末書は、当事者本人がお書きになられております。

経過書は、届出者と別の方が当事者である場合に経過書で整理をしていただいております。

以上でございます。

○議長 ほかに質問等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質問等がないようですので、報告第2号、農地法該当転用届について御承知おきください。

これで、全ての予定しておりました議案は、終了しました。

何かこの際、意見等ございませんか。

〇〇委員。

○委員 8月に〇〇地区の認定農業者から相談がありまして。詳しくは把握できてないんですけど、認定農業者が耕作する圃場の隣で、新規就農者が有機農法で野菜をしている。認定農業者の方は、そこで結構な農地を借りていらっしゃいます。認定農業者から農業委員会で検討して欲しい内容があるということで、ちょっとだけ時間よろしいか。

この方は、耕作されてないところを利用権設定し、結構な面積をICTとかドローンを使って慣行農法されており、その地域の人とは長い付き合いで順調に農業をしているんですけど、新規の方が来られて有機農法をされました。その地域で水管理のやり方がうまいことってなさそうで、水の取り合いで、ちょっとしたいざこざもあり、認定農業者がいっぱいやっている所で作業効率が悪くなり揉めている。難しいと思うんですけど、農業委員会として検討して欲しいのは、隣接圃場における有機と慣行農法の混在を調整するルールを検討してもらえないか。水利一括管理区域での管理を事前に何か協議する必要があるのと違いますか。ドローンやICTを使って結構定着してきたが、自分の計画がうまく行かないから返したい。地域で結構な面積をやっているが返したいと。ちょっと感情的なこも入ってくるけど、そんなのやられた地域、どう対応されているのか。

○議長 〇〇委員から相談があって、基本的にはその地域で考えてもらいたいんですけど、農業委員会の昨年の意見書にも、有機農業をやるゾーンと慣行をやるゾーンを分けたらどうですかとか、そういう提案はしております。具体的に強制力がある訳ではないので、そういうような形で地元と調整していただいて、実現できればいいのかなと思っています。春日地域でも、そういう意見があって意見書にも反映しているんですけど、慣行ゾーンがあって、その中に虫食い状態に入って来られて困るっていうのがあって、逆にゾーン分けして欲しいっていうもの。元はそういう意見なんですけど。その地域毎に、水利や農会でやっている中で調整しながらやっていくしかないと思います。調整してこうしなさいっていうルールは、こちら側が決めることは難しく、その中で話し合いをしてもらうしかないかなと思うんです。農業委員であったり、推進委員さんであったり、動きをいただいたりしながら進めていただけたら。逆に言えば、そういう地域を指定してしまうとモデル的になりますので、それはそれでまた良いのかなと思います。

〇〇委員とかもよく集められています。

○委員 いや、僕が今させてもうとるところでは、それにまだなったことない。

○議長 まだそれはなったことない。

○委員 氷上地域の僕がやっている所で、有機やっておられる方がまだおらへんと思うんで、当たったことはない。

○議長 市島地域は盛んなので。

○委員 今回、この有機農業の人、名前はちゃんと知らないんですけど、何となく、この地域の人らが、判断して調整するような動きをしないとあかんなど。

○議長 ゾーン分けしたらどうかという意見書を出しているんですけど、当局からは回答としては、「すぐやります」っていう返事はなかった。大体難しい、現実的にこういうことが起きているということであれば、農林振興課で認識を持ってもらって、せつかくやっておられるところから撤退されるって言われたら、地元は大変困られると思うので。

○委員 農の学校で、有機農業を教えておられるけど、そこで学んだ人に、慣行農法との共存の仕方であるとか、やっぱり有機は、自分である程度必要な面積をどっかに固めて、そこでやると。慣行農業と一線置いて、ここからこっちではやりませんという事もきちっと教えられているのか。どこに行ったって、中に入られたら周りの人は大変やし、青垣地域でも中々進めにくいわな。入ってもらえる方もあるんやけども、特にそのヘリ防除なんか、青垣は地域的に全部やっていて、そこへ入ってこられるとヘリ防除なんかできんようになってしまう。ほんならもう、今までのことが出来なくなる、そんなことになったら困りますよね。

やっぱり、そういうこともきっちり農の学校では教えていかなあかんのやけど、どうなんですかね。

○事務局 今、言われたとおり委員さんの言われた事はこちらの耳に入っていましたので、農業振興課長に話は行かせていただきました。もちろん農の学校でそういう話はされていると思うけど。けどこういう話があった以上は、もう一度母体である市の方からちゃんと、農の学校にそういう指導はしてくれと、再周知はしてくれとお願いをしています。

あと、新規就農の窓口もありますので、そちらでも何か会があるたびに、そういうことがあったという事、今後そういう事は気をつけてほしいとか、新しい方が来られたら、そういうのもちゃんと周知するようにいうことで、お願いをしておりますので、一応できることだけ、先に言わしてはいただいております。中々それで通じるかどうかは分かりませんけど。

○委員 それと、農の学校だけやなしに、一般で来はる人もあるでしょう。有機農業がしたいとか。それは利用権設定だけやったら、3条は地域調和要件とあるんやけど、利用権設定だけやったらそんな事ないさかいに、やっぱり入っていくのならその地域に調和してやってもらわんと、やっぱり今ではドローンやさかいに、ドローンで農薬撒かないでてくれとか言われかけたら。

○事務局 そんなのも含めて、新規就農の担当に言うようにお願いしています。

○委員 農業振興課でも念押ししといてほしい。

○事務局 はい。

○議長 そういう懸案に向けて、そういうことが起こっているということで認識していただいていたと思いますのと、色々と我々は相談に乗る立場になると思いますので、お互い情報共有しながら、意見書の内容として、凄いいい内容と思っているんですけど、そういう方向で実現できればいいなという風に思っていますので、またいろいろなところで勉強させていただきたいと。

それから、農の学校の検証委員会、私も行かせてもらっていますので、7年間やられたんですけど、この後どうするの。実績どうなのっていう話になりますのでまた、情報を共有出来たらと思います。

○委員 ありがとうございます。

○議長 他に何かありますか。

いいですか。事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それではありがとうございました。

雨が降らなくて、何処とも水の問題があったりしまして、私は水利組合の代表もしております、申出はしているんですけど、まあ電気代であったり、人件費であったりと考えることが

多くあります。また、暑い中ではありますので、くれぐれも体には気を付けていただいて、実りを迎えられるように。

それでは、本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 7 月 2 5 日

議 長 ㊟

議事録署名委員（1 3 番委員） ㊟

議事録署名委員（1 4 番委員） ㊟